

# 法科大学院評価基準要綱

平成16年10月  
(令和3年2月改定)

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構



## はじめに

平成 16 年 4 月、「司法試験」というこれまでの「点」による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備する一環として、その中核的な教育機関という位置付けで法科大学院が創設された。またこれと同時に、法科大学院の教育活動等の質を保證することを目的として、第三者評価機関による認証評価制度も併せて整備された。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を受けて、1 巡目の評価として 28 大学、2 巡目の評価として 27 大学、3 巡目の評価として 21 大学の法科大学院について認証評価を行ってきた。

法科大学院教育の現状については、令和元年 6 月、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、法科大学院における教育の充実や、法科大学院と法学部等との連携等に関する規定が順次施行されている。そして、認証評価に関しては、令和 2 年 6 月、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」として認証評価機関が今後取り組むべき方向性が取りまとめられた。

機構では、4 巡目の認証評価に向けて、令和 2 年 1 月、「法科大学院認証評価検討ワーキンググループ」を設置して、法科大学院評価基準要綱改定に係る作業をスタートさせた。

この作業においては、上述の法令改正や提言、これまで機構の認証評価を受けた法科大学院や機構の評価に携わった評価担当者からのアンケート結果を踏まえ、評価基準や評価の方法等について抜本的な検討を行った。

その結果、法科大学院の教育活動等の質保証について重点的な評価を実施すること、基準のなかで特に重視される基準を「重点評価項目」とすること、評価基準本体は概括的で簡素なものとする等、より適切な認証評価を行うための評価基準等の改定を行い、今般、新たな「法科大学院評価基準要綱」として決定するところとなった。

なお、本要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各法科大学院が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等についても順次改定を行う。

法科大学院教育の充実のためには、法科大学院が、認証評価の結果を踏まえた上で、社会の声にも真摯に耳を傾け、自らその改善を図り、真に国民の期待と信頼に応えていくことが重要である。

また、機構としては、我が国の法科大学院の教育活動等の水準の維持・向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、これからも法科大学院評価システムの改善に向け、努力してまいる所存である。



## 目 次

はじめに	.....	i
目 次	.....	ii
I 総 則		
1 評価の目的	.....	1
2 評価基準の性質及び機能	.....	2
3 適合認定	.....	3
II 評価基準		
領域 1 法科大学院の教育活動等の現況	.....	4
領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証	.....	5
領域 3 教育課程及び教育方法	.....	7
領域 4 学生の受入及び定員管理	.....	9
領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	.....	10
III 評価の組織及び方法等		
1 評価の種類	.....	11
2 評価の組織	.....	12
3 評価の方法等	.....	13
4 追評価	.....	15
5 予備評価	.....	16
6 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保	.....	17
7 情報公開	.....	18
8 評価基準の改定等	.....	19
9 評価手数料	.....	20



# I 総則

## 1 評価の目的

### 1-1

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## 2 評価基準の性質及び機能

### 2-1

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

### 2-2

評価基準は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、学校教育法第109条第5項に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適合認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件、及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析し、教育活動等の質の向上及び改善が自律的に行われていることを確認するための内容を定めたものである。

### 2-3

基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を重点評価項目とする。



### 3 適合認定

#### 3-1

機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与える（以下、機構から適合認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。

重点評価項目を満たしていない場合は「法科大学院評価基準に適合していない」と判断する。

## Ⅱ 評価基準

領域 1	法科大学院の教育活動等の現況
基準 1-1	法科大学院の目的が適切に設定されていること
基準 1-2	教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること
基準 1-3	法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

※ 評価基準における法科大学院の目的とは、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をいう。

### 基準の判断について

基準 1-1 においては、法科大学院の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確にされているか否かを判断します。

基準 1-2 においては、教員の配置状況が、大学院設置基準等の関係法令に適合しているか否かを判断します。また、法科大学院の運営体制が適切に整備され、それらが機能していること、法科大学院の管理運営を行うために、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること、及び教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていることを確認し判断します。

基準 1-3 においては、法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。また、法科大学院が法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている情報が、適切に公表されているか否かを判断します。

## 領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2-1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

基準 2-2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

基準 2-3 (重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

基準 2-4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

### 基準の判断について

基準 2-1 においては、法科大学院が自ら教育活動等の状況について点検及び評価を実施し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に取り組むための体制が整備されているか否かを確認し判断します。

基準 2-2 においては、基準 2-1 の体制の下で、法科大学院における教育活動等の状況、特に教育の成果について自己点検・評価を行うための手順が明確化されており、その手順に基づき自己点検・評価が適切に実施されているか否かを判断します。

基準 2-3 においては、修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況、修了者の進路の状況、並びに修了者等への調査結果等に基づき、法科大学院の目的に則した人材養成がなされているか否かを判断します。

基準 2-4 においては、教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果、法科大学院の教育活動等に改善すべき点があった場合に、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、さらに、取組の効果等を検証しているか否かを判断します。

基準 2-5 においては、教員の採用、昇任に係る規定（教員に必要とされる教育上、研究上又は実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持、向上させるた

めの教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

基準 2-6 においては、法科大学院が法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合に、締結している各法曹養成連携協定に基づいて当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されているか否かを判断します。

### 領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

基準 3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

基準 3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

基準 3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

#### 基準の判断について

基準 3-1 においては、学位授与方針において、学生が身に付けるべき学識及び能力並びに素養についての目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準 3-2 においては、教育課程方針が学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、教育方法に関する方針、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します。

基準 3-3 においては、関係法令を踏まえ、教育課程の編成が学位授与方針及び教育課程方針に則しているか否か、及び授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であるか否かを判断します。

基準 3-4 においては、適切な授業形態、授業方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP制）等の点において、適切であるか否かを判断します。

基準 3-5 においては、教育課程方針に基づいて成績評価基準を策定して学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、また、客観的かつ厳正な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みを組織的に設けているか否か、さらに、法学既修者としての認定における単位の免除や既

修得単位の認定が適切に実施されているか否かを判断します。

基準 3-6 においては、学位授与方針に則して修了要件が策定され、その基準が明確であり、それらが学生に周知され、修了の認定が適切に行われているか否かを判断します。

基準 3-7 においては、法科大学院の専任教員の授業負担等が適切か否か、研究専念期間が与えられるよう努めているか否かを判断します。

## 領域 4 学生の受入及び定員管理

基準 4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること

基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

### 基準の判断について

基準 4-1 においては、法科大学院の理念、目標及び養成しようとする人材像に沿って、どのような適性や能力を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた学生受入方針が、学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定められているか否かを判断します。

基準 4-2 においては、学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

基準 4-3 においては、収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか否か、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、入学者数が法科大学院の授業を実施するに当たり適正な規模となっているか否か、適切な競争倍率となっているか否かを確認し判断します。

領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準 5－1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準 5－2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

基準の判断について

基準 5－1 においては、法科大学院の運営に必要な施設・設備が適切に整備されているか否か、それらの施設・設備が有効に活用されているか否かを判断します。

基準 5－2 においては、学生に対する学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、必要な支援が行われているか否かを判断します。



### Ⅲ 評価の組織及び方法等

#### 1 評価の種類

##### 1-1

学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。

##### (1) 本評価

法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価

##### (2) 追評価

本評価において適合認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価

##### 1-2

本評価に先立ち、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について実施する評価を予備評価という。

##### 1-3

法科大学院は、5年以内ごとに本評価を受けるものとする。

追評価を受けた法科大学院については、次の評価の時期は、当該追評価の実施年度からではなく、本評価の実施年度から起算するものとする。

## 2 評価の組織

### 2-1

機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。

#### (1) 法科大学院認証評価委員会

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

- ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更
- イ 評価結果の確定

#### (2) 評価部会及び運営連絡会議等

評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。

評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する。

運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案、評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保に関する調査を行う。

特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。

### 2-2

評価委員会、評価部会、運営連絡会議及び専門部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。

### 2-3

機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

### 3 評価の方法等

#### 3-1

機構は、毎年度、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、評価を実施する。

申請の方法等については、別に定める。

#### 3-2

機構は、評価の申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。

#### 3-3

評価の手順は次のとおりとする。

- (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。
- (2) (1)の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う。
- (3) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

#### 3-4

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。

書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。

訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。

### 3-5

評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。

意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。

意見の申立てのうち、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。

### 3-6

機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、ウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書等を機構のウェブサイトに掲載する。

## 4 追評価

### 4-1

機構は、本評価において適合認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。

当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。

申請の方法等については、別に定める。

### 4-2

機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与える。

## 5 予備評価

### 5-1

法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、予備評価を実施する。

### 5-2

予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。  
なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。

### 5-3

予備評価の内容等は次のとおりとする。

- (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。  
ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。
- (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。
- (3) 予備評価は、法科大学院に適合認定を与えるものではない。

## 6 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

### 6-1

(1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間に、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第4条第1項第1号に掲げる事項について重要な変更があったと判断したときは、別に定める法科大学院重要事項変更届（以下「重要事項変更届」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。

(2) 機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において改善を要する点として指摘された事項等がある場合には、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、その対応状況を機構に提出するものとする。

ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた事項等については、この限りでない。

### 6-2

(1) 機構は、重要事項変更届等を調査した結果、教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般について、重要な変更又は状況の変化があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更又は変化の内容を付記する。

(2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価の結果に付記する。

## 7 情報公開

### 7-1

機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

### 7-2

機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。

ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ 3-6により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。



## 8 評価基準の改定等

### 8-1

機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価基準の改定及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。

なお、評価基準等が改定される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。

## 9 評価手数料

### 9-1

評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。



独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL / 042-307-1631

URL / <https://www.niad.ac.jp/>